

- ・まちの美化に関する里親制度
市が管理する道路を、事業者等が道路の里親となって継続的な清掃活動を行っています。
- ・クリーンアップチームひろしま
市内の繁華街や主要交差点の歩道等ぼい捨てが多く見られる場所を巡回清掃するとともに、啓発を行っています。



「クリーンアップチームひろしま」の活動

○ 広島市ぼい捨て等の防止に関する条例

平成15年(2003年)7月に制定し、①本市、市民及び事業者が協働して、快適な生活環境を確保するための責務、②禁止行為として、屋外の公共の場所でのごみのぼい捨て、飼い犬のふんの放置、喫煙制限区域内における灰皿の設置されていない場所での喫煙、屋外での落書き、③美化推進地域・喫煙制限区域内で禁止行為を行った場合の罰則などを定め、美観を害する行為等の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

○ その他の取り組み

- (1) 立看板の設置
市内の河川に「きれいな海はきれいな川から、ごみをすてないで」という立看板を設置しています。
- (2) 「クリーン太田川」の実施
本市をはじめ太田川流域の7市町が連携して、毎年7月の河川愛護月間に太田川水系河川の一斉清掃を実施しています。
- (3) 河川・海浜・海底清掃
広島湾の海底に堆積したごみを除去して漁場機能の回復を図るため、海底清掃を実施するとともに、河川、海浜については関係漁業協同組合が実施する清掃事業に対する費用の助成を行っています。

- (4) 海をきれいにする運動
瀬戸内海沿岸に位置する関係自治体により1年に1回、一斉に海岸と海域でごみ集めを実施しています。
- (5) 港湾等の清掃
広島港及び付近水面において、漂流物、汚物等の投棄の防止、除去に関する事業を行っている、(社)広島県清港会の事業に対し、負担金を支出しています。
- (6) 道路清掃
幹線道路等で交通量が多く、特に清掃が必要と認められる道路について清掃を行っています。
- (7) 不法はり紙等除却
道路上に違法に設置されたはり紙、はり札、立看板等を除却しています。
- (8) 公園緑地清掃
公園緑地の美観保持や環境保全のため、清掃を実施しています。

○ ごみ不法投棄対策の推進

国、県、県警、市、各種団体等で構成する「広島市不法投棄防止連絡協議会」を設置し、不法投棄防止キャンペーンを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置、パトロールのほか、民有地については、必要に応じ土地所有者への防護柵等の設置依頼などの取り組みを行っています。

不法投棄の状況

区分	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
件数(件)	1,429	1,254	957	697	799
処理量(t)	283	253	246	216	257

○ 文化財の保護・活用等の推進

- (1) 文化財の保護・活用
文化財の調査・指定、指定文化財の保存事業などにより、保護思想の普及啓発を図っています。



原爆ドーム

- (2) 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充
区の魅力づくり事業において、歴史的文化遺産の保存、観光ルートの整備などにより、歴史に関する学習機会を提供しています。